

京都市告示第 389 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、以下同じ。）を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

(指定水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	大北山水0012号	北区大北山原谷乾町111番地の2地先 同町121番地の43地先	
2	久我水0233号	伏見区久我西出町12番地の257地先 同町12番地の250地先	

(廃止水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	久我水0129号	伏見区久我西出町12番地の245地先 同町12番地の200地先	
2	久我水0204号	伏見区久我西出町12番地の256地先 同町12番地の290地先	

(建設局土木管理部道路明示課)